# 運転免許証「再交付」手続のご案内

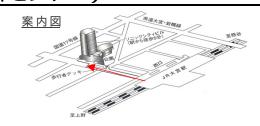
#### 〇受付日

#### 月曜日から金曜日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までは受付しておりません。

### 〇申請の場所及び受理時間(再交付・国外運転免許センター)

	受理時間				
	午前	午後			
再					
		本籍・氏名・生年月日	9:00~ <b>11:30</b>	1:00~4:15	
再交付 + 記載事項変更 5		住所(県内)		į.	
		住所(県外)	9:00~10:30	1:00~2:00	
再交付 + 免許更新	優良、高齢者講習受講済の方		9.00~10.30	1.00~3.00	
再文刊 * 光計史制 	上記以外の講習区分の方				
再交付 + 免許更新 + 県外住所変更	優良、高	齢者講習受講済の方	9:00~10:30	1:00~3:00	
	上記以外の講習区分の方				



住所:さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティビル4階

### 〇申請の場所及び受理時間(運転免許センター)

- 1 mil : William							
手続区分			受理時間				
	午前	午後					
再							
		本籍・氏名・生年月日	9:00~ <b>11:00</b>	1:00~4:15			
再交付 + 記載事項変	更 5	住所(県内)					
		住所(県外)	9:00~10:30	1:00~3:00			
再交付 + 免許更新	すべて	の講習区分の方	8:30~10:00	1:00~ <b>1:30</b>			
再交付 + 免許更新 + 県外住所変更	すべて	の講習区分の方	8:30~11:30				



#### 〇必要書類

<u> </u>								
手続区分			必要書類等					
		変更箇所	証明写真 1	身分確認書類 (裏面参照) 2	手数料	本籍記載の住民票 又は在留カード、 特別永住者証明書	新住所 確認書類	3
再交付申請のみ								
再交付 + 記載事項変更 5	本籍·氏名·生年月日			2,250円				
	住所(県内)							
	住所(県外)				6			
再交付 + 免許更新				4				
再交付 + 免許更新 + 県外住所変更				4	6			

- 1 証明写真~縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影(申請時に撮影時期を確認します。申請者ご自身で印画した写真以外は、撮影時に受領した領収書もお持ちください。)、無帽(申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆うものである場合を除く。)、正面、上三分身(肩から上)、無背景(枠、模様、図柄、景色、影があるものは不可。)、白黒カラーは問いません。パソコンプリンターで出力する場合は、写真専用の用紙を使用し、運転免許証と同等の鮮明な写真を提出してください。写真の適否は窓口係員が判断します。不備があると判断された場合は、写真をお撮り直しいただく場合がございます。(この写真は申請用です。免許証用ではありません。)
- 2 外国籍の方は、在留期限が確認できるものも必要です。(在留カード、特別永住者証明書又は国籍、在留資格及び在留期限が記載してある住民票等)
- 3 新住所確認書類~1つ(健康保険証、納税通知書、電気、ガス、水道又は電話の料金請求書兼領収書、住民票等)
- 4 更新・講習手数料が必要です。具体的な金額は「更新のお知らせ」のはがきを参照願います。
- 5 運転免許証をお持ちの方でも記載事項変更届と同時に再交付申請することが可能です。また、記載事項の変更がすでにお済みの方(裏面に変更した変更事項が記載されている)や顔写真の再撮影を希望される方など、いずれも再交付申請が可能です。
- 6 外国籍の方で住所変更のみの場合、住所変更がお済みの在留カード、特別永住者証明書での申請も可能です。

#### 注意!

- 1 免許証をお持ちの方が再交付申請をされる場合は、<u>現有免許証</u>を必ずご持参ください。未持参の場合は 申請できません。
- 2 原則として即日交付ですが、システム障害などにより、後日交付となる場合もあります。
- 3 新たな種別の免許試験を受験する方は、受験日の前日までに再交付手続きを済ませてください。

ご不明な点は、下記にお問い合わせください。電話番号のかけ間違いにご注意ください。

再交付・国外運転免許センター 電話: 048-647-4131 運転免許センター音声案内・FAXサービス: 048-541-1234

## 再交付に必要な身分確認書類

いずれも申請者の氏名の記載があるものに限る。確認に2種類以上必要なものの場合は、B+Bの組み合わ せは不可(例:診察券と定期券の組み合わせは不可)。

1種類のみで確認可能なもの

確認に2種類以上必要なもの

日本国旅券(パスポート)

個人番号カード(マイナンバーカード)

通知カードは身分証として使えません。

在留カード

特別永住者証明書

国外運転免許証(有効期間内のもの)

乗員手帳(船員手帳)

以下は顔写真があるものに限る。写真がない場合 は確認にさらにもう1種類以上のものが必要

- ・身体障害者手帳
- ·精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・住民基本台帳カード
- ・士業(国家資格)に係る免許証又は証明書
- ・社員証(会社の連絡先、発行年月日等の記載が あり、申請者が在職中に限る。)
- ・学生証(申請者が在学中に限る。)
- ・官公署が発行した身分証明書

国民健康保険又は健康保険被保険者証

船員保険被保険者証

後期高齢者医療被保険者証

介護保険被保険者証

健康保険日雇特例被保険者手帳

公務員又は教職員共済組合員証

私立学校教職員共済加入者証

国民年金手帳

児童扶養又は特別児童扶養の手当証書

生活保護受給者証

住民票(外国籍の場合は国籍、在留資格の記載

が必要)又は戸籍の謄本、抄本

預金通帳又はキャッシュカード

クレジットカード

電気・ガス等公共料金請求書兼領収書

外国の旅券(パスポート)

失効した日本国旅券(パスポート)

失効した運転免許証、国外運転免許証

運転免許証更新のお知らせ

高齢者講習修了証

納税に係る通知書

労働安全衛生法に基づく免許証又は技能講習

印鑑登録証明書、在監証明書、車検証等官公 署又はそれに準じる公的機関が発行又は発給

した事実関係の証明に関する書類

保険証書

卒業証書又は卒業証明書

給料明細書又は源泉徴収票

母子健康手帳(親権者に限る。)

賃貸借契約書(申請者が契約者で実印がある

ものに限る。住所変更は不可)

診察券、会員カード、taspo、定期券、資格証 等企業、民間団体が発行又は発給した事実関 В

係の証明に関する書類

Α